#### J:COM まとめ請求利用規約

### 第1条(規約の適用)

横浜ケーブルビジョン株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「J:COM まとめ 請求利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、第 3 条に定める YCV料金、ならびに当社がKDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社から回収代行委託を受けた au料金について、当社から一括して請求する取り扱い(以下「J:COM まとめ請求」といいます。)を行います。なお、本規約に規定されていない事項については、YCV契約者が契約する YCVサービス約款を適用するものとします。

### 第2条(規約の変更等)

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

# 第3条(用語の定義)

本規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

| 一个がかりに以前するが同い高水は、いっこもりこしよう。 |                                      |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| 用語                          | 用語の意味                                |
| YCVサービス                     | 当社の提供する、有線テレビジョン放送サービス(電気通信役務利       |
|                             | 用放送サービスを含みます。)、電気通信サービス等のサービス        |
| YCV契約者                      | YCVサービスの契約者                          |
| YCV料金                       | YCVサービスにかかる料金                        |
| KDDI                        | KDDI株式会社                             |
| 沖縄セルラー電話                    | 沖縄セルラー電話株式会社                         |
| au (WIN) 通信サー               | 電話網又はパケット通信網を使用して当社が提供する電気通信サー       |
| ビス                          | ビス(車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間       |
|                             | に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。) であって、     |
|                             | 当社のau(LTE)通信サービス契約約款に定めるau(LTE)通信サービ |
|                             | ス以外のもの                               |
| au (LTE) 通信サー               | 電話網又はデータ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービ       |
| ビス                          | ス(車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に       |
|                             | 設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。) であって、当     |
|                             | 社のau(WIN)通信サービス契約約款に定めるau(WIN)       |
|                             | 通信サービス以外のもの                          |

| au通信サービス       | au (WIN) 通信サービスまたはau (LTE) 通信サービスの総称   |
|----------------|--|
| 固定通信サービス       | KDDI又は沖縄セルラー電話が提供するau携帯電話以外の電気通信<br>サービス   |
| au契約者          | au通信サービスの契約者   |
| au料金           | au通信サービスにかかる料金その他の債務をいい、当社が KDDIおよび<br>沖縄セルラー電話から回収代行委託を受ける金額は、KDDIおよび沖縄セル<br>ラー電話の提供するサービスでの各種割引サービスの割引金額や調整金額<br>等計算後の金額とする。 |
| au契約者グループ      | 複数のau契約者からなるグループであり、KDDIおよび沖縄セルラー電話から当社に回収代行委託されるau料金について当社からの請求の単位となるもの   |
| KDDIまとめて請求     | KDDI又は沖縄セルラー電話が提供する、au通信サービスと固定通信サービスのご利用料金を、KDDIがまとめて請求するサービス。  |
| YCVサービス取扱<br>所 | YCVサービスに関する契約事務を行う事業所  |
| auサービス取扱店      | au通信サービスに関する手続きを取扱う店舗  |

### 第4条(申込みの方法)

YCV契約者は、本規約に同意のうえ、当社所定の J:COM まとめ請求の契約申込書に必要事項を記入のうえ、YCVサービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の申込みにあたり、YCV契約者は、回収代行の対象となる au料金を特定可能な、電話番号、au通信サービスの請求先住所等の当社所定の情報を申告していただきます。

### 第5条 (契約の単位)

YCV契約者がJ:COMまとめ請求契約者となります。

- 2 YCV契約者が、au契約者グループを設定してYCV料金とau契約者グループのすべてのau料金についてJ:COMまとめ請求を受けようとするときは、YCV契約者は、au契約者グループの代表者として、本規約についてのau契約者グループ内の他の全員の同意を得たうえで、自らがau契約者グループ内の他の全員を代理して当社に申込むものとします。
- 3 YCV契約者は、名義の異なるYCVサービスについて契約者グループを設定することはできません。

# 第6条(申込みの承諾)

当社は、J:COM まとめ請求の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、YCV契約者が次のいずれかに該当する場合は、

J:COM まとめ請求の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) YCV契約者以外からのお申込みの場合
- (2) KDDIおよび沖縄セルラー電話から当社に対するau料金の回収代行委託に承諾いただけない場合
- (3) YOW料金とau料金の請求を1つにまとめ、当社から請求することに同意いただけない場合
- (4) 第5条にしたがい、au契約者グループを設定する場合に、他のau契約者の同意を事前 に得ていない場合
- (5) YCV契約者とau契約者(第5条のau契約者グループのau契約者を含みます。次号について も同じとします。)が、同一名義またはご家族でない場合
- (6) YCV契約者とau契約者の請求書送付先が同一住所でない場合
- (7) KDDIのau通信サービスと沖縄セルラーのau通信サービスを一括請求されている場合
- (8) 審査時に、KDDIまとめて請求をご利用中の場合
- (9) KDDIのau通信サービスのうち、UIMサービス(タイプⅡ)の提供を受けている場合
- (10) KDDI、沖縄セルラー電話にて、au料金管理サポートサービス (Bross) をご利用中の場合
- (11) KDDI、沖縄セルラー電話または当社へのお支払いを滞納されている場合
- (12) J:COM まとめ請求の申込みにあたり、虚偽の申告をする等、KDDI、沖縄セルラー電話 または当社が不適当と認めた場合
- (13) KDDI、沖縄セルラー電話または当社の業務遂行上支障がある場合
- (14) 租税特別措置法第86条に定める規定による消費税免除を受けている大使館等の場合
- 3 前項8号に該当する場合は、再度審査を実施します。
  - (1) 初回審査時に、KDDIまとめて請求をご利用中の場合は、当社が別に定める期間の後に、 再度、契約審査(以下「第二審査」といいます。)を実施します。第二審査後の手続 きは第 1 項の定めを準用します。
  - (2) 第二審査でも、KDDIまとめて請求をご利用中であることが確認された場合でも、固定通信サービスの解除にかかる KDDIまとめて請求の解除が確認されたときは、再度審査を実施し、KDDIまとめて請求の解除をもって契約の承諾を行い、契約手続きを完了します。
  - (3) 第二審査にて、KDDIまとめて請求の終了が確認できない場合、かつ、当社が別に定める一定期間を経過してもなお、J:COM まとめ請求が開始できない場合、YCV契約者のYCVまとめ請求の申込みを取り消します。

# 第7条(J:COM まとめ請求の取り扱いの開始)

J:COM まとめ請求は、原則として、当社所定の契約申込書が当社に到達した後、当社が契約審査(以下「初回審査」といいます。)を実施し、契約の承諾を行うことで契約が成立し、契約手続きが完了します。

2 契約手続きが完了した月の au料金について翌月から請求します。

3 前各項の手続きについては前後する場合があります。

# 第8条(J:COM まとめ請求の取り扱いの解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、J:COM まとめ請求の取り扱いを解除します。 この場合、au料金は、翌月よりKDDIまたは沖縄セルラー電話から請求されます。

- (1) J:COM まとめ請求が解約または解除された場合
- (2) YCVサービスのすべてが解約または解除された場合
- (3) YCV契約者がクレジットカードの有効期限の経過、クレジットカード番号の変更等により、 お支払いができなくなった場合
- (4)YCV契約者のYCV料金とau料金の支払いが当社が指定する期日までに支払われなかった場合
- (5) J:COM まとめ請求のすべてのau通信サービスを第三者に譲渡・承継した場合
- (6) J:COM まとめ請求のすべてのau通信サービスを一時休止した場合
- (7)契約手続き完了後に第6条第2項各号に定める事項に該当することとなった場合
- 2 J:COM まとめ請求の取り扱いの解除により、au料金がKDDIまたは沖縄セルラー電話からの請求に変更となった場合、支払い方法は「窓口支払い」となるため、「口座振替支払い」や「クレジットカード支払い」を希望するときは、別途auサービス取扱店での手続きが必要です。
- 3 すべてのau通信サービスを解約・休止した場合、解約・一時休止月以降に発生する料金(解約月・一時休止月のau料金、ならびにそれ以降の月の請求となるau通信サービスの分割支払金等)は、J:COM まとめ請求にて請求します。ただし、6 ヶ月連続してau料金が発生しなかった場合(発生料金がKDDIまたは沖縄セルラー電話各種割引により0円となっている場合は除きます。)、J:COM まとめ請求をその翌月に解除します。

### 第 9 条 (割引)

当社は、J:COM まとめ請求を行う場合であって、次のいずれも満たしているときは、YCV料金とau料金を合算した請求金額から、1 請求あたり月額100 円(税込110 円)を割引きします。

- (1) YCVサービスのうち、当社所定のサービスに加入していること
- (2) KDDIおよび沖縄セルラー電話からのau料金が月あたり100円(税込110円)以上であること。なお、J:COM まとめ請求のau料金は、KDDIおよび沖縄セルラー電話での各種割引サービスの割引金額、調整金等の計算後の金額となります
- 2 当社は次の場合には、割引を停止します。
  - (1) 当社の所定サービスを解約または解除となった場合
  - (2) 当社の所定サービスの請求額が100円(税込110円)に満たない場合で、且つ当社へのお支払いが確認できない場合

#### 第 10 条 (請求)

au料金のご請求は、au通信サービスご利用の翌月となります。

2 au料金に関する消費税の計算は、KDDIおよび沖縄セルラー電話の消費税計算に準じます。

- 3 J:COM まとめ請求の支払いがクレジットカードによる場合、YCV料金とau料金は、当該クレジットカード会社の会員規約において定められる振替日に指定の口座から引落されます。
- 4 前項のYCV料金とau料金は、クレジットカード会社発行の明細に記載され、各クレジットカード会社から送付、送信等されます。当社から請求書を送付、送信することはありません。なお、当社から利用明細等の発行を希望するときは、別途YCVサービス取扱所にお申し出いただきます。
- 5 クレジットカード会社発行の明細には、au料金と割引金額を合算して表記します。
- 6 KDDIまたは沖縄セルラー電話が提供する、サービス内訳を明示する請求書発行サービス、通話明細サービスは継続します。これらのサービスの実施はKDDIまたは沖縄セルラーへの申込み内容によります。
- 7 YCV料金とau料金の支払い遅延等が起きた場合は、当該YCV料金にかかる請求を集金代行業者から行い、または当該債権を第三者に譲渡することがあります。また、au料金は、KDDIまたは沖縄セルラー電話からの直接の請求となります。
- 8 YCV料金にかかる弁済費用、延滞手数料、遅延損害金等は、当社の計算方法によります。
- 9 au料金にかかる弁済費用等は、当社の計算方法によります。ただし、au料金の支払い 遅延等が起きた場合の弁済費用、延滞手数料、遅延損害金等は、KDDIまたは沖縄セルラ 一電話の計算方法によります。

# 第 11 条 (au料金の内訳、通話明細の発行)

前条第6項のau通信サービスのサービス内訳を明示する内訳書の発行、通話明細書の発行はKDDIまたは沖縄セルラー電話の「WEB de 請求書ご利用規約」に定めるところによります。

### 第 12 条 (auポイントの付与)

auポイントは、au料金内での付与となります。

2 YCV料金はauポイント付与の対象外となります。

#### 第 13 条 (一部回線の譲渡・承継時)

J:COM まとめ請求の一部のau通信サービスが第三者に譲渡・承継された場合、J:COM まとめ請求の対象回線から外れます。

#### 第 14 条 (一部回線の一時休止)

J:COM まとめ請求の一部のau通信サービスを一時休止した場合、J:COM まとめ請求の対象回線から外れます。当該対象回線から除外された後、そのau通信サービスを再度利用し、J:COM まとめ請求に追加されるときは、auサービス取扱所での手続きが必要となります。

#### 第 15 条 (au通信サービスの手続き)

J:COM まとめ請求へのau通信サービスの回線の追加・削除、au通信サービス、その他サービスにかかる手続き、お問い合わせは、KDDIまたは沖縄セルラー電話が定める手続きによるものとし、auサービス取扱店へ連絡いただきます。

## 第 16 条 (個人情報に関して)

J:COM まとめ請求の申込みあたっては、次のすべてに同意いただきます。

- (1) 当社は、J:COM まとめ請求の申込みにあたり取得するYCV契約者およびau契約者グループ 内のau契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、J:COM まとめ請求の受付、 提供およびお支払いにかかる業務のため、利用します。
- (2) 当社は、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者に委託することがあります。
- (3) 当社は、J:COM まとめ請求に際し、KDDIおよび沖縄セルラー電話において J:COM まとめ請求の提供条件への適合確認を行うために必要なYCV契約者およびau契約者グループ内のau契約者の氏名もしくは名称、住所、au通信サービスの番号およびそのau通信サービスの契約者名を専用回線によるデータ転送によってKDDIおよび沖縄セルラー電話へ委託します。なお、上記の個人情報の委託は、当社、KDDI、沖縄セルラー電話にて、情報の取り扱いにかかる契約を締結しています。また、サービス適用手続きのためKDDIまたは沖縄セルラー電話よりau携帯電話番号へご連絡することがあります。
- (4) 当社は、J:COM まとめ請求の申込みにあたり必須の記入欄に記入がない場合には J:COM まとめ請求の提供をしないことがあります。

#### 第17条(当社の免責)

YCV契約者およびau契約者グループ内のau契約者が本規約に従わないことで生じた一切の 損害について、当社は何らの責任を負いません。

#### 附則

(実施期日)

この規約は、2018年7月1日から準備でき次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

#### (経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本規約に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。 (実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。